

○財務省告示第二百三十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年八月二十四日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成三十年九月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第三百 三十回、第三百三十一回、第三 百三十二回、第三百三十三回、 第三百三十四回、第三百三十九 回、第三百四十回、第三百四十 三回及び第三百四十九回）、利 付国庫債券（二十年）（第六十 四回、第六十五回、第六十七回、 第六十九回、第七十回、第七十 一回、第八十一回、第八十二回、 第九十四回、第九十五回、第九 十六回及び第一百十二回）及び利 付国庫債券（三十年）（第十三 回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五 号。以下「振替法」という。） の規定の適用を受けるものと し、その振替機関は日本銀行と する。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算	発行の根拠	の法律及びその振替法の適用等	発行方法

五	募入決定の	
六	発行額	
七	払込金額	
八	最低額面金	
九	振替単位	
十	発行日	
十一	発行価格	
十二	利率	
十三	経過利子の	

する数値をいう。次号において同じ。)を競争に付して行われる入札による発行

各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

額面金額で五千九百八十四億

円 内訳(別表のとおり)

六千四百九十九億四千八十七

万八千円

五万

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと

平成三十年八月二十四日

発行対象国債ごとに、額面金額

百円につき、次の算式により算

出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \left[\frac{1 + \left[\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right]}{100} \right] \times \text{残存年数}$$

(別表のとおり) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面の利率の総額×各発行対象国債の前号に支払期日の発行日から経過日数に利子支払期日は、同日

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行金額 （額面金額）
利付国庫債券 （第十年） （第三百三十回）	〇・八%	平成三十年九月二十五日	二百八十九億円

（別表）	
十四	第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 $\frac{\text{償還金額} \times \text{利率}}{100 \times 1 - \text{利率}}$ （別表のとおり）
十五	償還期限 償還金額 入札の基 準とする 各発行対 象国債の 利回り 元利金の 払場所 入札参加 者
十六	銘柄毎の基準利回りは、平成三十年八月二十三日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
十七	日本銀行
十八	財務大臣から通知を受けた者
十九	平成三十年八月二十四日
二十	払込期日

（（利 第二付 六十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第九十 回三年 ）百）庫 四 債 十 券	（（利 第三十 回三年 ）百）庫 四 債 十 券	（（利 第十回 ）百）庫 四 債 十 券	（（利 第九十 回三年 ）百）庫 三 債 十 券	（（利 第四十 回三年 ）百）庫 三 債 十 券	（（利 第三十 回三年 ）百）庫 三 債 十 券	（（利 第二十 回三年 ）百）庫 三 債 十 券	（（利 第十回 ）百）庫 三 債 十 券
一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 四 %	○ ・ 四 %	○ ・ 六 %	○ ・ 六 %	○ ・ 六 %	○ ・ 六 %
十年平 日十成 二三 月十五 二十五	日年平 九成 三月三 二十五	十年平 日十成 二三 月十二 二十九	日年平 六成 三月三 二十八	日年平 九成 三月三 二十七	日年平 六成 三月三 二十七	日年平 六成 三月三 二十六	日年平 三成 三月三 二十六	十年平 日十成 二三 月十二 二十五	日年平 九成 三月三 二十五
六 十六 億 円	十二 千九 百七 億 円	億六 百七 十五	百 四十 億 円	四 十五 億 円	百 十 億 円	円百 三 十五 億	百 十五 億 円	二 百六 億 円	円二 百五 十 億

（（利 第三付 十年国 三年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十年 二）債 券回）	（（利 第二付 九十年 六）債 券回）	（（利 第二付 九十年 五）債 券回）	（（利 第二付 九十年 四）債 券回）	（（利 第二付 八十年 二）債 券回）	（（利 第二付 八十年 一）債 券回）	（（利 第二付 七十年 一）債 券回）	（（利 第二付 七十年 回）債 券）	（（利 第二付 六十年 九）債 券回）	（（利 第二付 六十年 七）債 券回）
二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 四 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %
十年平 日十成 二四 月十 二五	日年平 六成 月四 二十一	日年平 六成 月三 二十九	日年平 六成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十九	日年平 九成 月三 二十七	日年平 九成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十六	日年平 六成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六
十三 億 円	二十 二 億 円	百 九 億 円	億三 百 七 十 二	七 十 億 円	九 億 円	二 十 七 億 円	億二 百 五 十 五	四 十 九 億 円	五 億 円	四 十 八 億 円